

山梨市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 38,140	千円 17,469,839	千円 673,031	千円 2,962,895	% 17.0	% 18.0

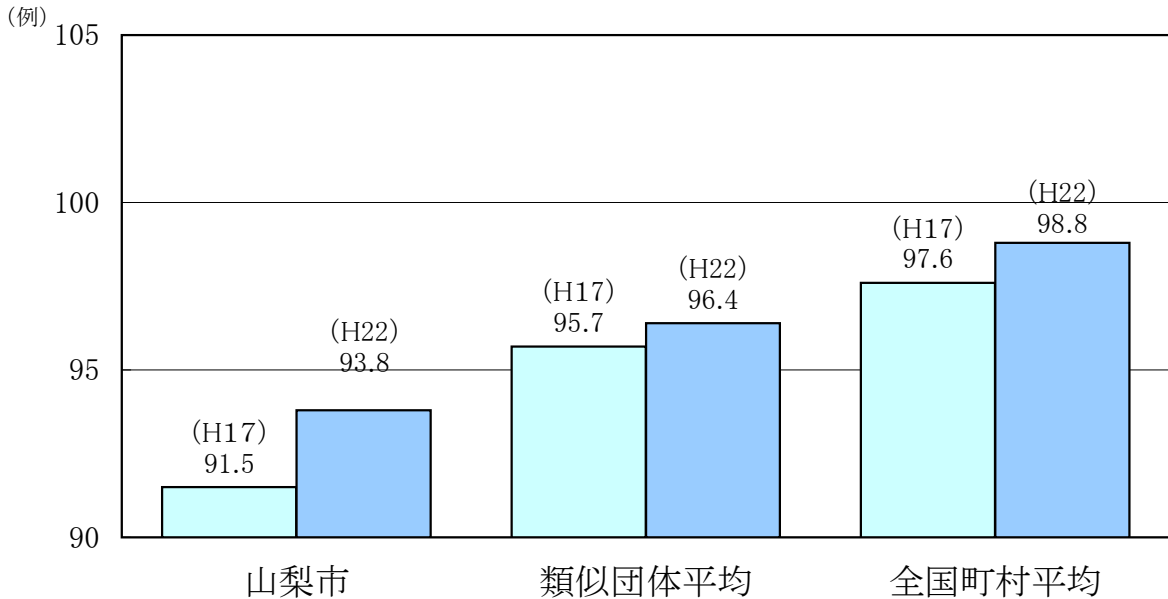
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 361	千円 1,358,465	千円 189,569	千円 510,141	千円 2,058,175	千円 5,701	千円 5,863

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数					
	民間の支給 割合	A	公務員の 支給月数	B			較差 A-B	勧告 (改定月数)			
22年度	3.95	月	4.15	月	△0.20	月	△0.20	月	3.95	月	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100	481,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨市	43.0 歳	321,352 円	378,159 円	351,942 円
山梨県	43.3 歳	336,510 円	416,860 円	376,370 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	326,813 円	375,935 円	353,294 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山梨市	53.6 歳	62 人	264,134 円	285,111 円	278,655 円	—	—	—	—
うち清掃職員	42.7 歳	3 人	261,500 円	331,400 円	296,100 円	産業廃棄物処理 業従事員	44.6 歳	284,900 円	1.04
うち学校給食員	58.8 歳	15 人	274,898 円	279,284 円	279,284 円	調理師	42.2 歳	251,100 円	1.11
うち用務員	58.9 歳	11 人	275,698 円	289,480 円	288,771 円	用務員	53.8 歳	209,000 円	1.39
山梨県	48.7 歳	174 人	331,169 円	382,742 円	358,919 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	48.6 歳	30 人	306,912 円	330,237 円	319,997 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山梨市	—	—	—
うち清掃職員	4,675,400 円	3,913,200 円	1.19
うち学校給食員	4,492,008 円	3,363,000 円	1.34
うち用務員	4,645,860 円	2,902,700 円	1.60

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	45.4 歳	333,977 円	343,663 円
山梨県	42.0 歳	358,142 円	414,254 円
類似団体	43.8 歳	325,366 円	344,676 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		山 梨 市	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	146,700 円	— 円
	中 学 卒	121,600 円	129,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(22年4月1日現在)

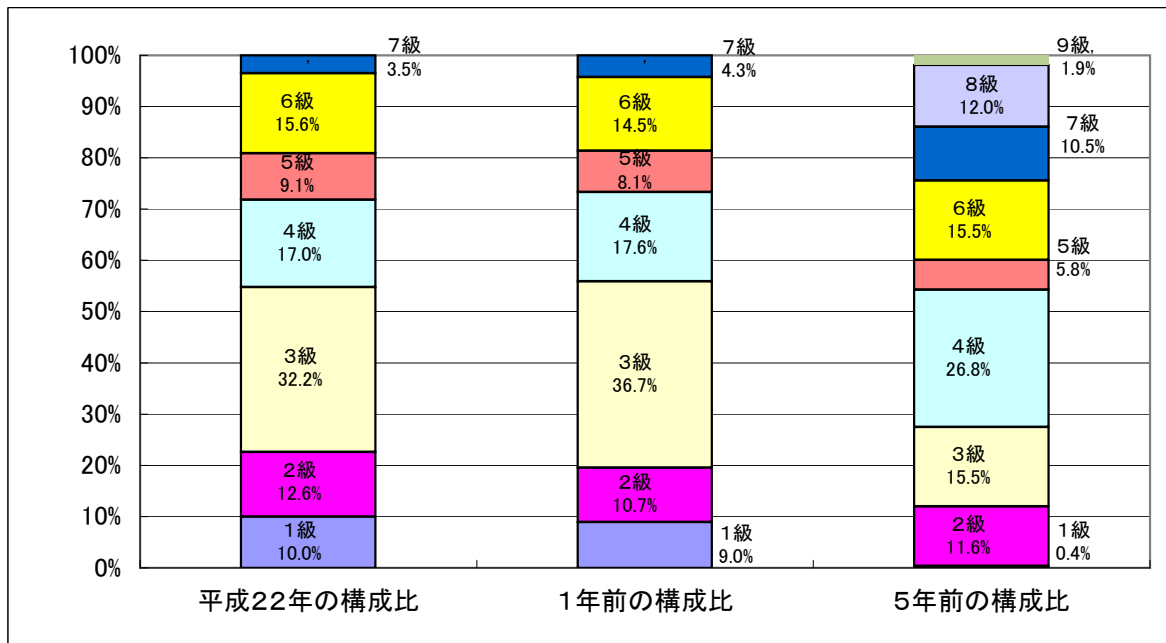
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	242,850 円	289,175 円	323,933 円
	高 校 卒	— 円	— 円	281,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	257,650 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	23 人	10.0 %
2 級	主任	29 人	12.6 %
3 級	主査・副主査・主任	74 人	32.2 %
4 級	副主幹・主査・副主査	39 人	17.0 %
5 級	課長補佐・主幹・副主幹	21 人	9.1 %
6 級	課長・課長補佐	36 人	15.6 %
7 級	課長	8 人	3.5 %

- (注) 1 山梨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けなかった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,432 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,669 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給（150/100）を行った。

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

山 梨 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	13,684 千円	21,874 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（22年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	2,664 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	133,203 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	5.5 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等の滞納金の徴収等に従事した職員の特殊勤務手当	市税、住宅使用料、下水道使用料及び保育料滞納整理従事職員	過年度分滞納整理業務	徴収件数1件につき6円、徴収金額1,000円につき7円、差押・引上・公売 納税者1人につき120円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	従事1日につき500円
行旅病人等を処理した職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人、変死人を処理する職員	行旅病人、行旅死亡人、変死人処理業務	行旅病人1件1,000円、行旅死亡人・変死人1件5,500円
養護老人ホームにおいて入園者の管理に直接従事する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員のうち現業に従事する職員	入園者の管理業務	現業職員 給料月額の4%、介護職員 給料月額の4%に3,300円を加算
一般廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般廃棄物処理業務に従事する職員のうち現業に従事する職員	一般廃棄物処理業務	1か月につき8,500円
動物園に勤務する職員の特殊勤務手当	動物園において動物等の飼育・管理に従事する職員	動物等の飼育・管理業務	1か月につき2,300円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	従事1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	73,680 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	204 千円
支給実績(20年度決算)	74,901 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	201 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・扶養:1人6,500円 (うち配偶者のいない扶養1人まで11,000円) ・満16歳～22歳:5,000円加算 	同		36,213 千円	238,246 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ①自宅:4,000円 ②借間・借家 ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円～23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円～55,000円: (家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ①異 ②同 	①2,500円 (新築5年間)	19,914 千円	131,883 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ①交通用具利用者 片道通勤距離(km) ・2以上5未満:2,000円 ・5以上10未満:4,100円 ・10以上15未満:6,500円 ・15以上20未満:8,900円 ・20以上25未満:11,300円 ・25以上30未満:13,700円 ・30以上35未満:16,100円 ・35以上40未満:18,500円 ・40以上45未満:20,900円 ・45以上50未満:21,800円 ・50以上55未満:22,700円 ・55以上60未満:23,600円 ・60以上:24,500円 ②交通機関利用者 定期券等の金額 ・55,000円未満:定期券等の額 ・55,000円以上:55,000円 ③交通用具と交通機関利用者 上記①と②の合計額(上限55,000円) 	同		13,957 千円	48,465 円
管理職手当	給料月額×10/100～12/100	異	給料月額×10/100～25/100	30,339 千円	551,629 円

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	810,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円/ 259,000 円	
	副 市 長	620,000 円 ()	750,000 円/ 249,000 円	
		()	円/ 円	
報 酬	議 長	370,000 円 ()	545,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	345,000 円 ()	474,000 円/ 200,000 円	
	議 員	335,000 円 ()	450,000 円/ 180,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(21年度支給割合) 4.3 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合) 3.1 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100	(1期の手当額) 16,329,600	(支給時期) 任期ごと
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×25/100	7,440,000	任期ごと
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	議会	4	4	0	
	総務	77	75	-2	機構改革による事務事業の移管による減
	税務	22	20	-2	育児休業の復帰等による減
	民生	84	84	0	
	衛生	32	32	0	
	労働	2	1	-1	指定管理者に委託による減
	農林水産	18	16	-2	機構改革による事務事業の移管による減
	商工	17	15	-2	機構改革による事務事業の移管による減
	土木	26	27	1	育児休業の取得による増
	計	282	274	-8	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数71.84人) (類似団体の人口1万人当たりの職員数73.05人)
	教育部門	80	71	-9	機構改革による事務事業の移管による減
	消防部門				
	小 計	362	345	-17	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数90.46人) (類似団体の人口1万人当たりの職員数96.06人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院				
	水道	17	16	-1	簡易水道業務の縮小による減
	交通				
	下水道	9	9	0	
	その他	21	23	2	介護保険業務の充実による増
	小 計	47	48	1	
合 計		409	393	-16	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数103.41人)
		[457]	[457]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	15人	25人	25人	39人	40人	36人	39人	46人	42人	33人	344人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数	(率)
一般行政		310	296	292	285	282	274	-36	11.61%
教育		98	94	88	88	80	71	-27	27.55%
消防									
普通会計計		408	390	380	373	362	345	-63	15.44%
公営企業等会計計		68	47	50	47	47	48	-20	29.41%
総合計		476	437	430	420	409	393	-83	17.44%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 615,727	千円 △571	千円 74,752	% 12.1	% 12.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 12	千円 48,487	千円 7,398	千円 18,867	千円 74,752	千円 6,229

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,567

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 梨 市	42.7 歳	338,504 円	519,111 円
団 体 平 均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 梨 市		山梨市(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(21年度)		1人当たり平均支給額(21年度)	
1,572 千円		1,432 千円	
(○年度支給割合)		(○年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.4 月分
(1.50)月分	(0.70)月分	(1.50)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

山 梨 市			山梨市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 該当なし			1人当たり平均支給額 13,684 千円 21,874 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（22年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		8 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		2,940 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		25.0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道使用料の滞納整理事務に従事する職員の特殊勤務手当	水道使用料の滞納金の徴収又は滞納処分事務に従事する者	滞納整理	徴収1件につき6円、徴収金額1,000円につき7円
		停水処分	使用者1件につき120円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	従事1日につき500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	1,725 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	143 千円
支給実績(20年度決算)	3,069 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	236 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・扶養:1人6,500円 (うち配偶者のいない扶養1人まで11,000円) ・満16歳～22歳:5,000円加算 	同		1,782 千円	254,571 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ①自宅:4,000円 ②借間・借家 ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円～23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円～55,000円:(家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円 	同		1,176 千円	147,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ①交通用具利用者 片道通勤距離(km) ・2以上5未満:2,000円 ・5以上10未満:4,100円 ・10以上15未満:6,500円 ・15以上20未満:8,900円 ・20以上25未満:11,300円 ・25以上30未満:13,700円 ・30以上35未満:16,100円 ・35以上40未満:18,500円 ・40以上45未満:20,900円 ・45以上50未満:21,800円 ・50以上55未満:22,700円 ・55以上60未満:23,600円 ・60以上:24,500円 ②交通機関利用者 定期券等の金額 ・55,000円未満:定期券等の額 ・55,000円以上:55,000円 ③交通用具と交通機関利用者 上記①と②の合計額(上限55,000円) 	同		354 千円	44,250 円
管理職手当	給料月額×10/100～12/100	同		2,097 千円	524,473 円